

宇多津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の全部を
改正する要綱

宇多津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和４年要
綱第６号）の全部を次のように改正する。

宇多津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに
関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめ
ざすため、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の取扱いに
ついて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が
戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活に
おいて相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継
続的な共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が性的マイノ
リティである２人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の
子、父母、３親等内の親族その他町長が定める者が、そのパートナ
ーの双方およびこれらの者と家族として協力しているまたは協力し合
うことを約した者の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、
パートナーシップにある者以外の者であって、次のアからエまでの
いずれにも該当する者
 - ア パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他自
治体のファミリーシップ制度を含む。）にないこと。
 - イ パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意してい
ること。
 - ウ １５歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の
親権者の同意を得ること。
 - エ 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方又は

双方と生計を一にすること。

- (5) 宣誓 パートナースhipにある双方が、町長に対し、パートナーシップであること又はファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

- (2) 住所について次のいずれかに該当していること。

ア 双方が町内に住所を有していること。

イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。

ウ 双方が町内への転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及びパートナーシップにあることを宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ（他都市のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。

- (4) パートナースhipにある者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻することができないとされている関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係にある場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナースhipの宣誓をしようとする者は、町職員の立会のもとパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し等（宣誓日以前3月以内のもの。）

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内のもの。）

- (3) 前条第2号イ又はウに該当するときは、町内への転入を予定していることが記載された転出証明書その他その事実を確認することのできる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする場合（前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時にしようとする場合に限る。）は、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書。ただし、やむを得ない事由により署名することが困難であると町長が認めるときは、町長が適当と認める方法により、署名に代えることができる。

(2) ファミリーシップ対象者とパートナーシップの宣誓をしようとする者の家族関係を証明する書類その他これに準ずる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

3 前2項の規定により宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

4 宣誓書は、町職員の面前において、宣誓をしようとする者の双方がそろって署名しなければならない。ただし、やむを得ない事由により自ら署名することが困難であると町長が認めるときは、宣誓をしようとする者と町職員の双方立ち合いの下で他の者に代筆させることができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町長と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和等を理由として通称名（戸籍に記載されて氏名に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合で、町長が特に認めるときは、宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合、パートナーシップの宣誓をしようとする者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を前条第1項の宣誓を行うとき又は第8条第1項第1号の規定により宣誓者の通称名の変更があったときに提示しなければならない。
- 3 ファミリーシップ対象者は、性別違和等を理由として通称名を使用している場合で、町長が特に認めるときは、宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

(証明書等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項及び第2項の規定による提出のあった宣誓書、添付書類等により、パートナーシップの宣誓をした者又はパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした者（以下これらの者を「宣誓者」という。）が第3条各号及び第2条第1項第4号に掲げる要件を満たしていると認めているときは、当該宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、それぞれパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式2号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 宣誓者及びファミリーシップ対象者が前条第1項及び第3項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名を証明書の表面に記載し、戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書の裏面に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 前条第1項の規定による証明書及び証明カードの交付を受けた者は、当該証明書及び証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により町長に対し再交付を申請することができる。

- 2 第4条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により再交付の申請があったときは、証明書を再交付する者について準用する。
- 3 町長は、第1項の規定により再交付の申請があった場合は、証明書および証明カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届（様式第5号。以下「宣誓

内容等変更届」という。)を、町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき。

(2) 宣誓者の一方又は双方が転居したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方の電話番号に変更があったとき。

(4) ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。

(5) ファミリーシップ対象者の全部または一部と、ファミリーシップを解消するとき。

(6) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

(7) ファミリーシップ対象者が第2条第4号アからエまでのいずれかに該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により宣誓内容等変更届の提出する者について準用する。

3 町長は、第1項（同項第2号及び第3号による場合を除く。）の規定により宣誓内容等変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に交付を受けた証明書及び証明カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方または双方が町外に転出したとき（やむを得ない事情で一時的に転出する場合を除く。）。

(4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条第2項の規定により交付を受けた証明書および証明カードの返還を求められたとき。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 宣誓者の双方が死亡したときは、当該宣誓者のファミリーシップ対象者が、第1項の規定により返還届に交付を受けた証明書および証明カードを添えて、町長に提出しなければならない。（当該宣誓者にファミリーシップ対象者がいる場合に限る。）

（パートナーシップ宣誓の取消し）

第10条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書および証明カードの交付を受けたことまたは交付を受けた証明書および証明

カードを不正に利用したことが判明したときは、当該パートナーシップの宣誓の証明を取り消すものとする。

- 2 町長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓の証明を取り消した場合は、第7条の規定により交付した証明書および証明カードの返還を求めるものとする。

（宣誓に関する申立て）

第11条 宣誓書（宣誓内容等変更届を含む。）および証明書に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、町長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、証明書および証明カードから当該氏名を削除するよう申立てをすることができる。ただし、未成年の者にあつては、満15歳に達した日以後に当該申立てをすることができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定により申立書の提出をする者について準用する。この場合において、第5条中「宣誓者」とあるのは「第11条第1項の規定により申立書を提出する者」と、「宣誓書」とあるのは「申立書」と読み替えるものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、その内容を審査し、宣誓者およびその申立てをした者以外のファミリーシップ対象者に対し、当該申立てをした者の氏名を削除した証明書を交付するものとする。

- 4 町長は、前項の規定により証明書を交付する場合は、第7条の規定により交付した証明書の返還を求めるものとする。

（他の自治体との連携を図る場合の取扱い）

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に規定する構成自治体（以下「構成自治体」という。）において、宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本町に住所を異動後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は所定の事項を自書したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）（以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（1） 構成自治体が交付した証明書

（2） 住所地の変更を証する書面

- 2 継続申告者から前項の規定による書類の提出があつた場合、遅滞な

く転出地である構成自治体に通知する。

3 前項の規定による手続きについては、継続申告者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

4 継続申告者には、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、第5条に掲げる書類のいずれかの提示をもとめるものとする。

5 宣誓者が構成自治体へ転出し、構成自治体に継続申告に係る書類として本町が交付した証明書を提出した場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第13条 町長は、パートナーシップ・ファミリーシップ、多様な性自認と性的指向等について、町民、事業者および教育機関に対し、周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の宇多津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項に規定する様式により交付されたパートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明書カードは、改正後の宇多津町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項に規定する様式によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードとみなす。